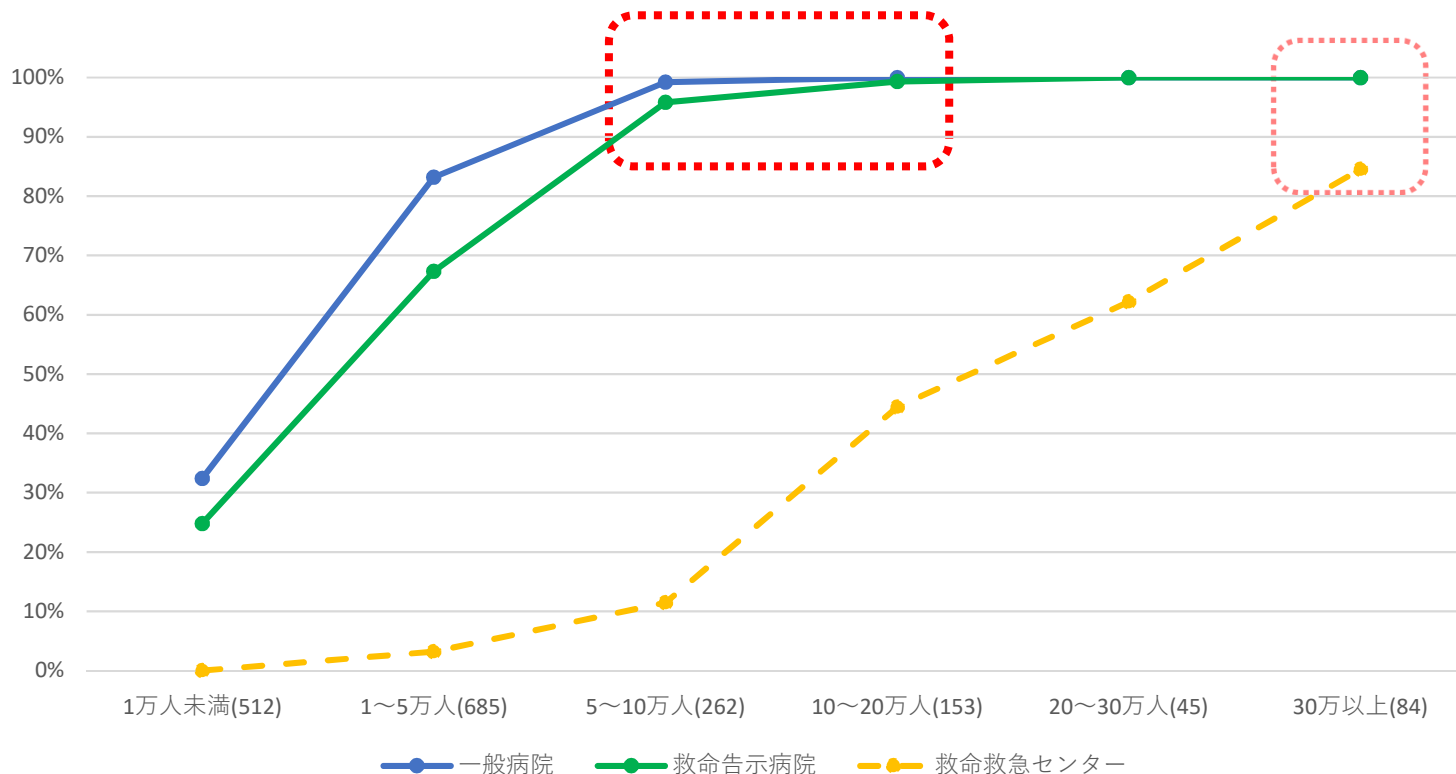


# ローカルの視点(地域生活圏)等について

## (参考資料)

# 【医療】機能の立地状況(市町村人口規模別)

- 患者20人以上の入院施設を有する「一般病院」、都道府県知事が認定し、救急隊による傷病者の搬送が行われる「救急告示病院」は、人口5万人以上の市町村で9割以上、人口10万人以上で概ね10割立地。
- 重篤な救急患者への医療を確保する「救命救急センター」は、人口30万人以上の市町村で8割以上立地。



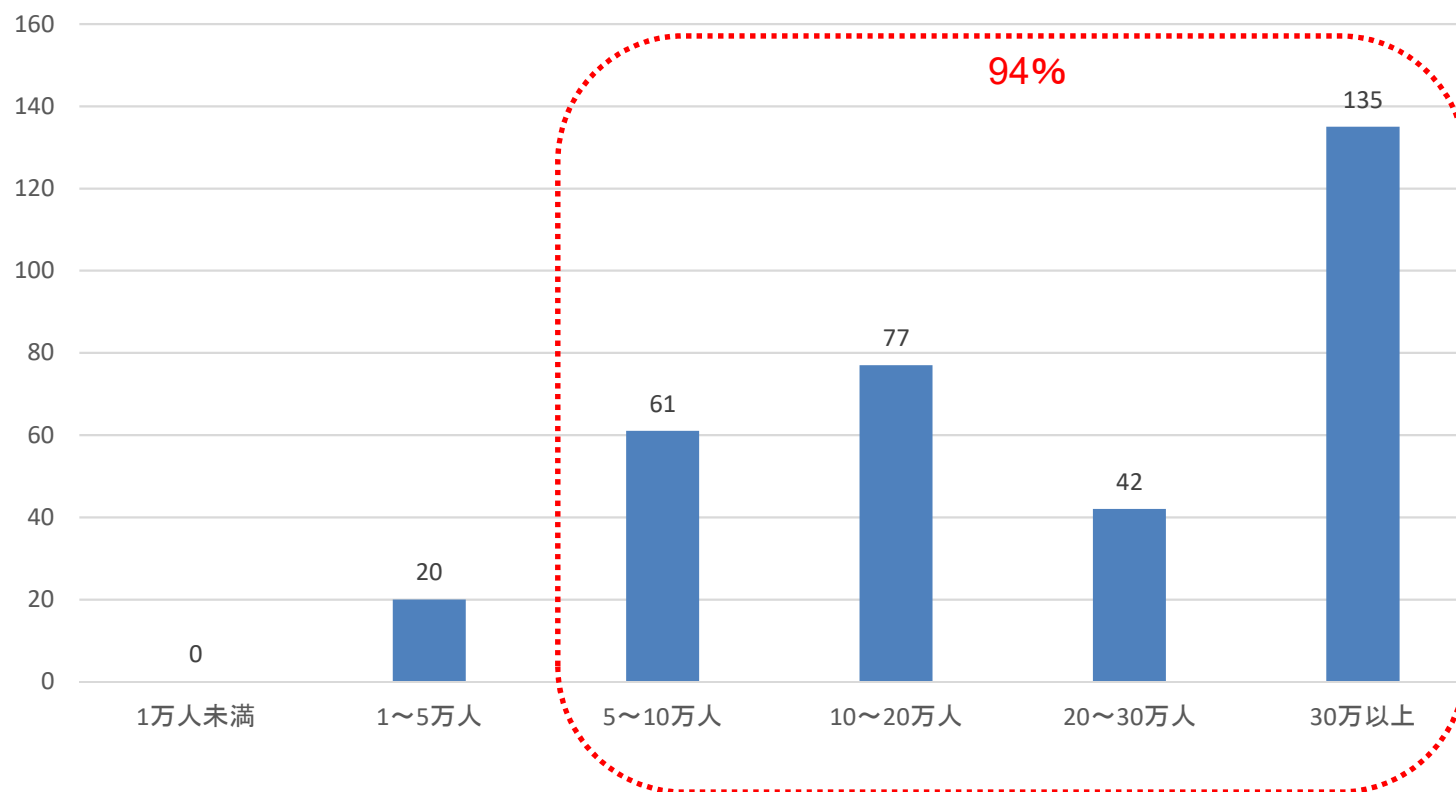
注)「一般病院」は、患者20人以上の入院施設を有する病院(精神科病院を除く)

「救急告示病院」は、都道府県知事が告示し指定する病院で、「救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること」、「エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備、その他救急医療を行なうために必要な施設及び設備を有すること」、「救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること」、「救急医療を要する傷病者のための専用病床または当該傷病者のために、優先的に使用される病床を有すること」の要件を満たした医療機関

「救命救急センター」は、重篤な救急患者への医療を確保することを目的に設置された地域の救急医療体制を完結する機能を有する三次救急医療機関

## 【医療】二次医療圏の人口規模

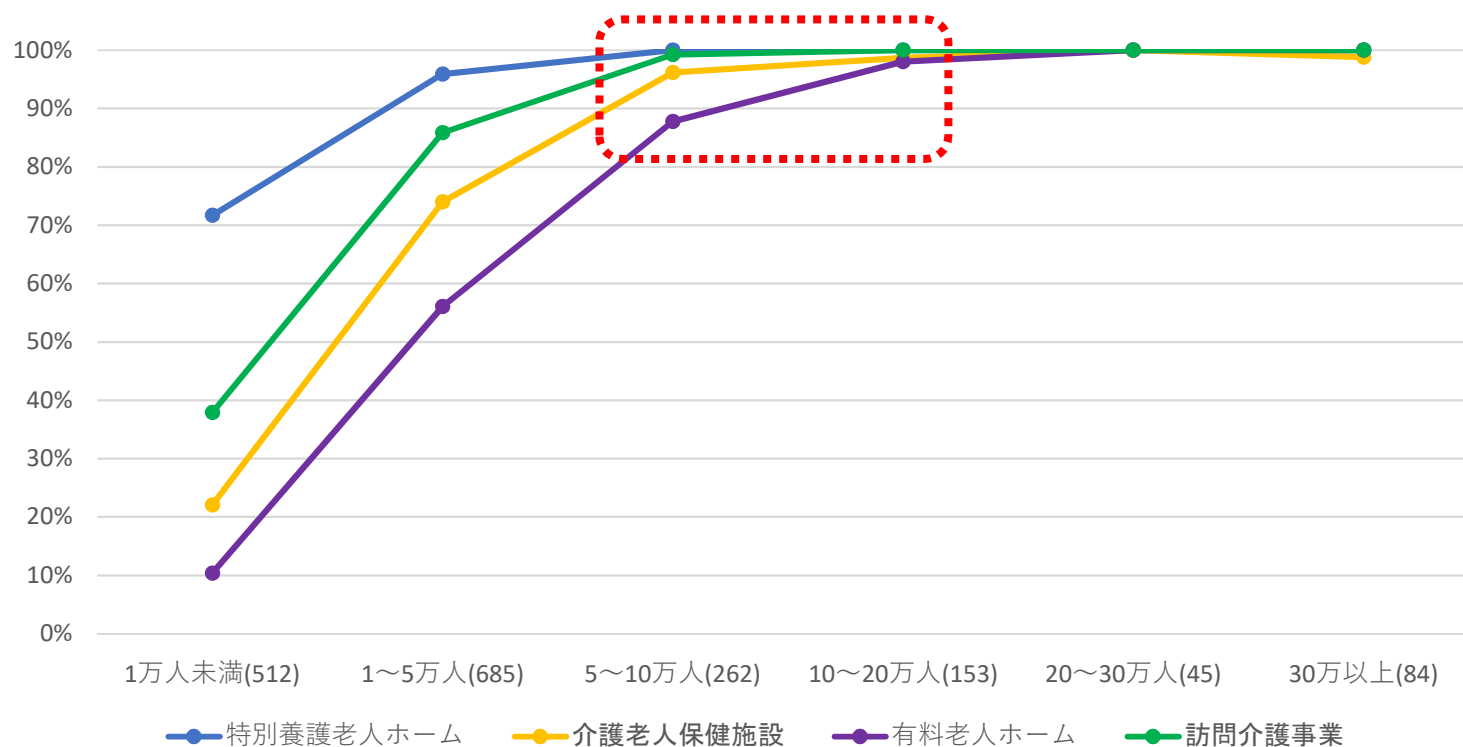
- 一般の入院に係る医療を一体の区域として提供することが相当であるとして設定する「二次医療圏」は、全国で335の圏域のうち94% (315圏域) で人口規模が5万人以上。



※「二次医療圏」は、都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定する医療計画において、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等といった社会的条件を考慮したうえで、一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。（「一次医療圏」は市区町村、「三次医療圏」は都道府県を基本として設定）

# 【福祉】機能の立地状況(市町村人口規模別)

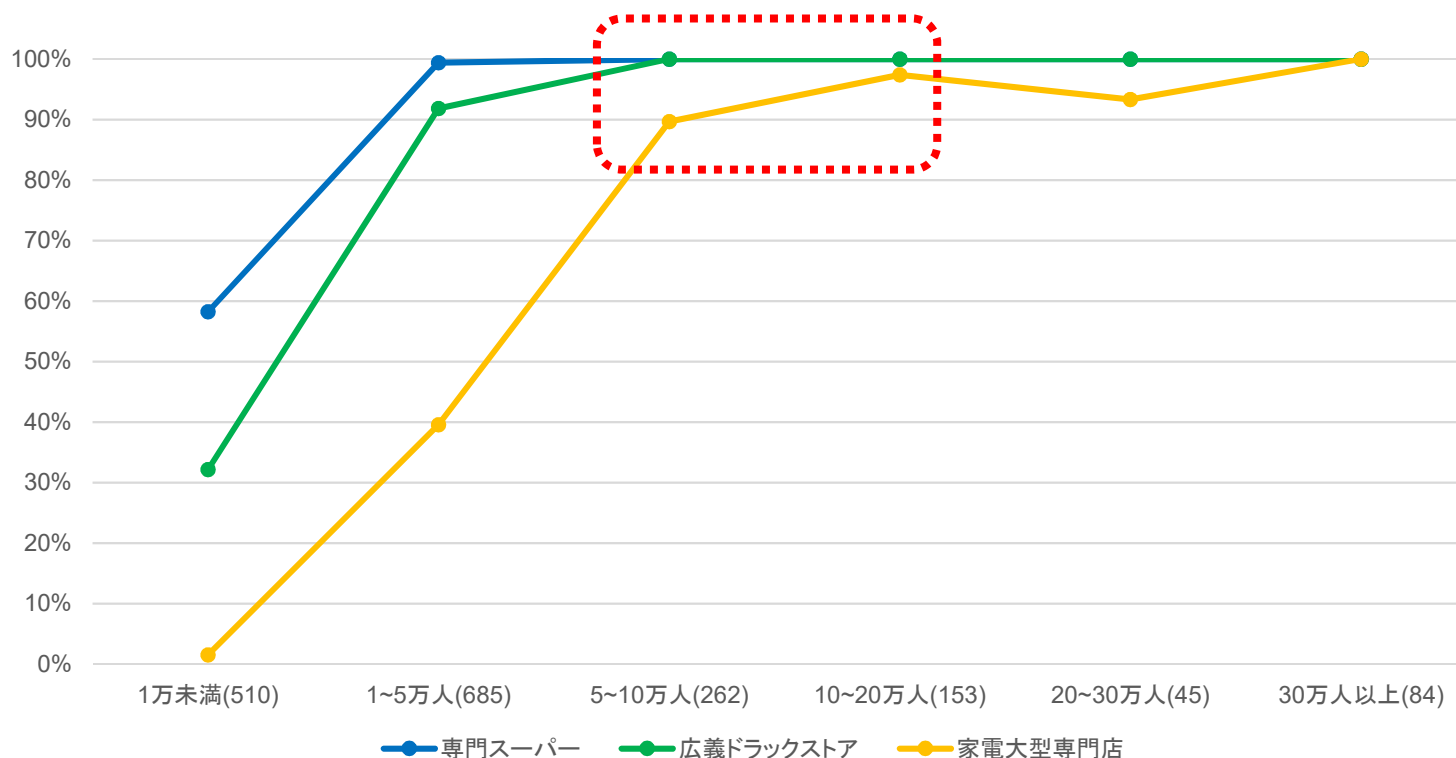
- 主な入居型サービスである「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「有料老人ホーム」及び在宅型サービスである「訪問介護事業」は、人口5万人以上の市町村で概ね9割以上、人口10万人以上で概ね10割立地。



注)「特別養護老人ホーム」は、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な老人又はこれに準じる状態の要介護者に対して介護サービスを提供する事業所  
 「介護老人保健施設」は、主として居宅における生活への復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ケアを行う事業所  
 「有料老人ホーム」は、入居一時金等の料金を徴収して老人を入居させ、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する事業所をいう。  
 「訪問介護事業」は、要介護者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う事業所

# 【商業】機能の立地状況(市町村人口規模別)

- 食料品、衣料品、住関連の商品のいずれかを中心的に扱う「専門スーパー」や医療品・化粧品等を販売する「ドラッグストア」は、人口5万人以上の市町村で概ね10割立地し、「家電大型専門店」は、人口5万人以上の市町村で概ね9割以上立地。

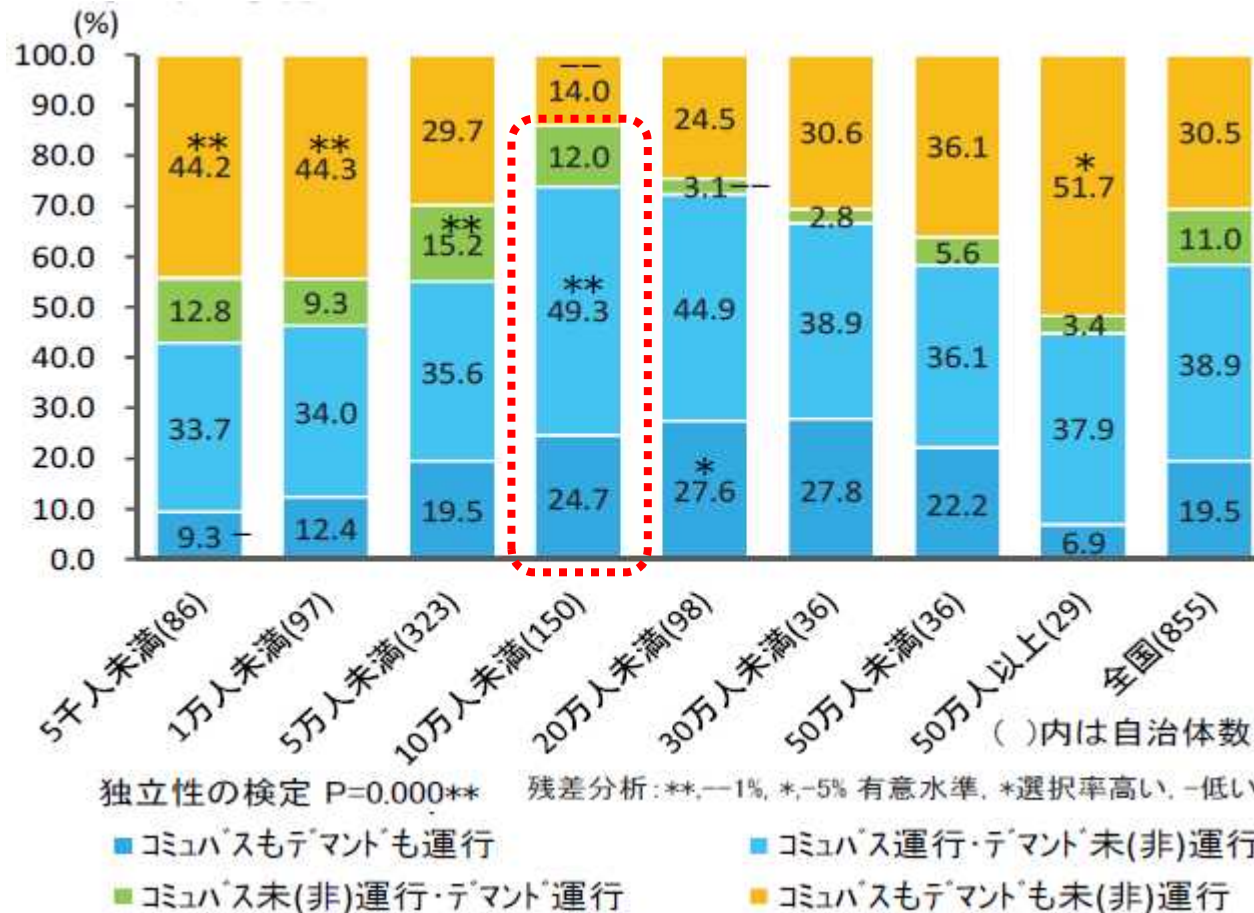


注)「専門スーパー」は、①食料品スーパー(食料品が小売販売額の70%以上)、②衣料品スーパー(衣料品が小売販売額の70%以上)、③ホームセンターなど住関連スーパー(住関連商品が小売販売額の70%以上)のいずれか。(売場面積250㎡以上)  
 「広義ドラッグストア」は、医薬品・化粧品を小売り販売額全体の25%以上取扱う(かつ、一般医薬品を扱う)事業所

# 【交通】コミュニティバス・デマンド交通の導入状況

- 日常生活において車を利用できない人などの移動手段として、地方自治体によるコミュニティバスやデマンド交通導入割合は、人口5万人以上10万人未満の市町村が8割以上で最も高い。(全国の市町村を対象とした2016年時点のアンケート結果)

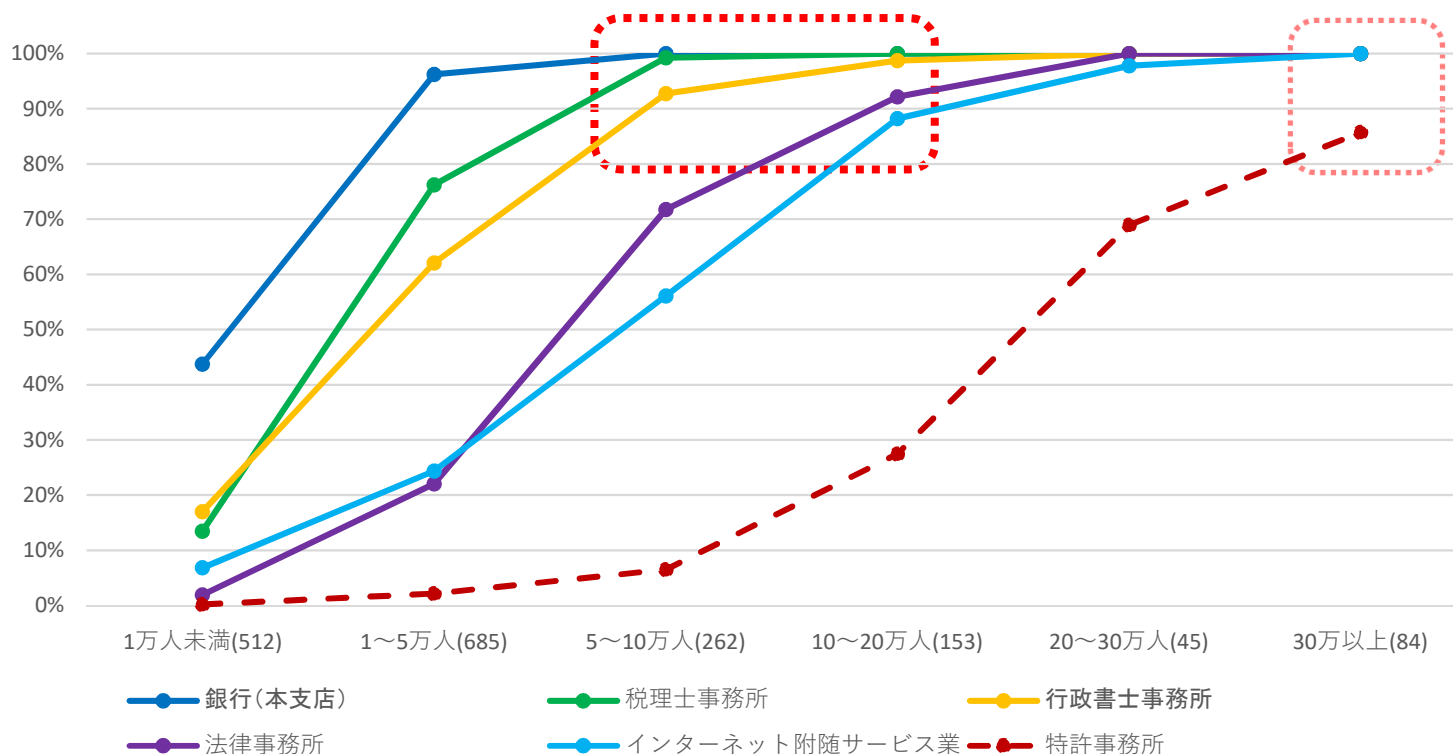
コミュニティバス・デマンド交通の導入状況(市町村人口規模別)



出典: 辰巳浩(福岡大学工学部教授)「地方別人口規模別にみたコミュニティバスおよびデマンド交通の運営状況」  
 (交通工学論文集, 第5巻, 第2号(特集B号), pp.B\_24-B\_33, 2019.2)

# 【ビジネス関連】機能の立地状況(市町村人口規模別)

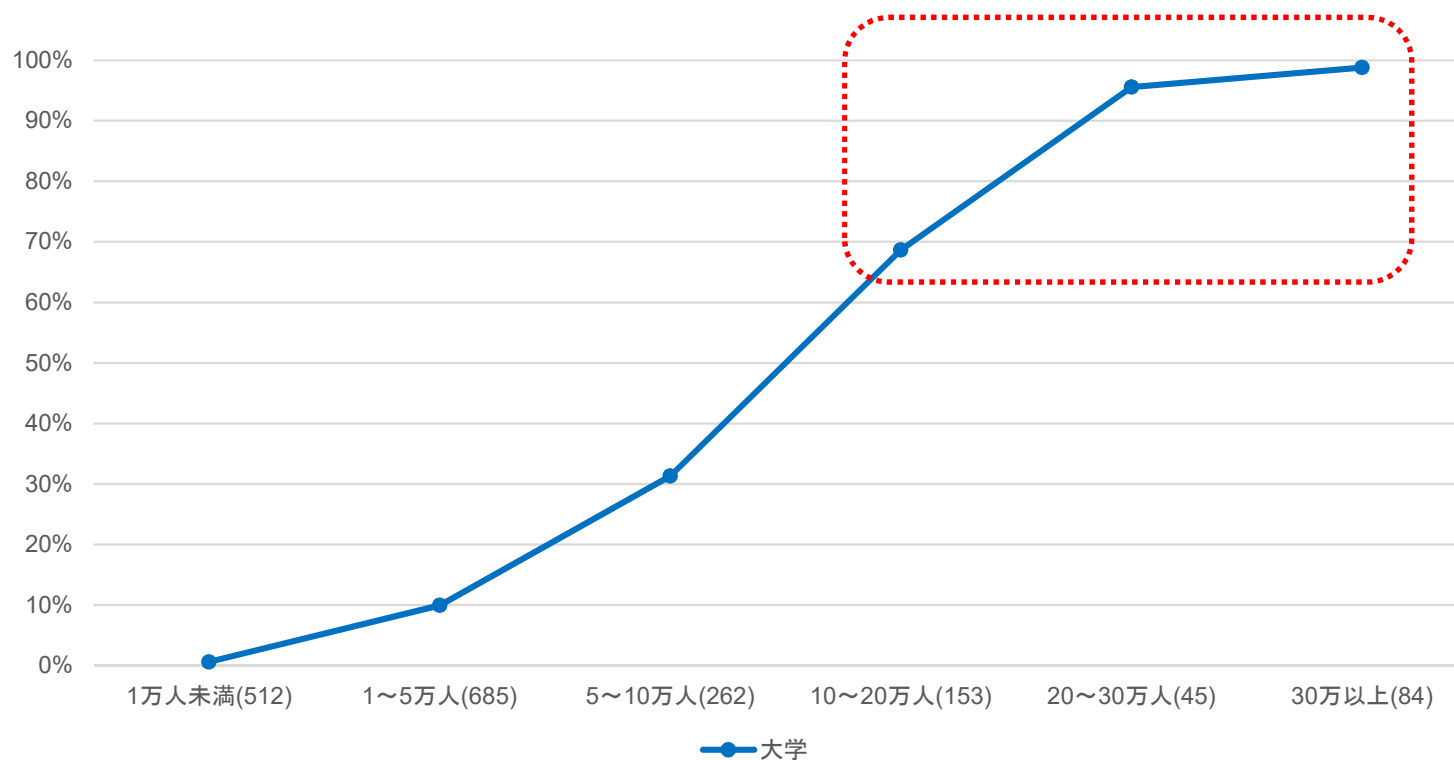
- 地域企業の経営改善や成長資金確保を支援する「銀行」は、人口5万人以上の市町村で概ね10割立地。
- ビジネス企業の税務相談等を行う「税理士事務所」や官公署への手続きを行う「行政書士事務所」は、人口5万人以上の市町村で9割以上、人口10万人以上で10割立地し、企業の訴訟対応等を行う「法律事務所」や業務のデジタル化を支援する「インターネット附随サービス業」は、人口10万人以上の市町村で概ね9割以上立地。
- 知的財産に関する登録申請等を行う「特許事務所」は、人口30万人以上の市町村で概ね8割以上立地。



注)「税理士事務所」は、税務相談や税務代理、税務書類の作成などの業務を行う事業所  
 「行政書士事務所」は、官公署に提出する書類の作成や契約書の作成代理などの業務を行う事業所  
 「法律事務所」は、法律相談や訴訟事件等の法律にかかわる業務全般を行う事業所  
 「インターネット附随サービス業」は、主としてインターネットを通じてサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所  
 「特許事務所」は特許、意匠又は商標に関する登録申請などの業務を行う事業所

# 【大学】機能の立地状況(市町村人口規模別)

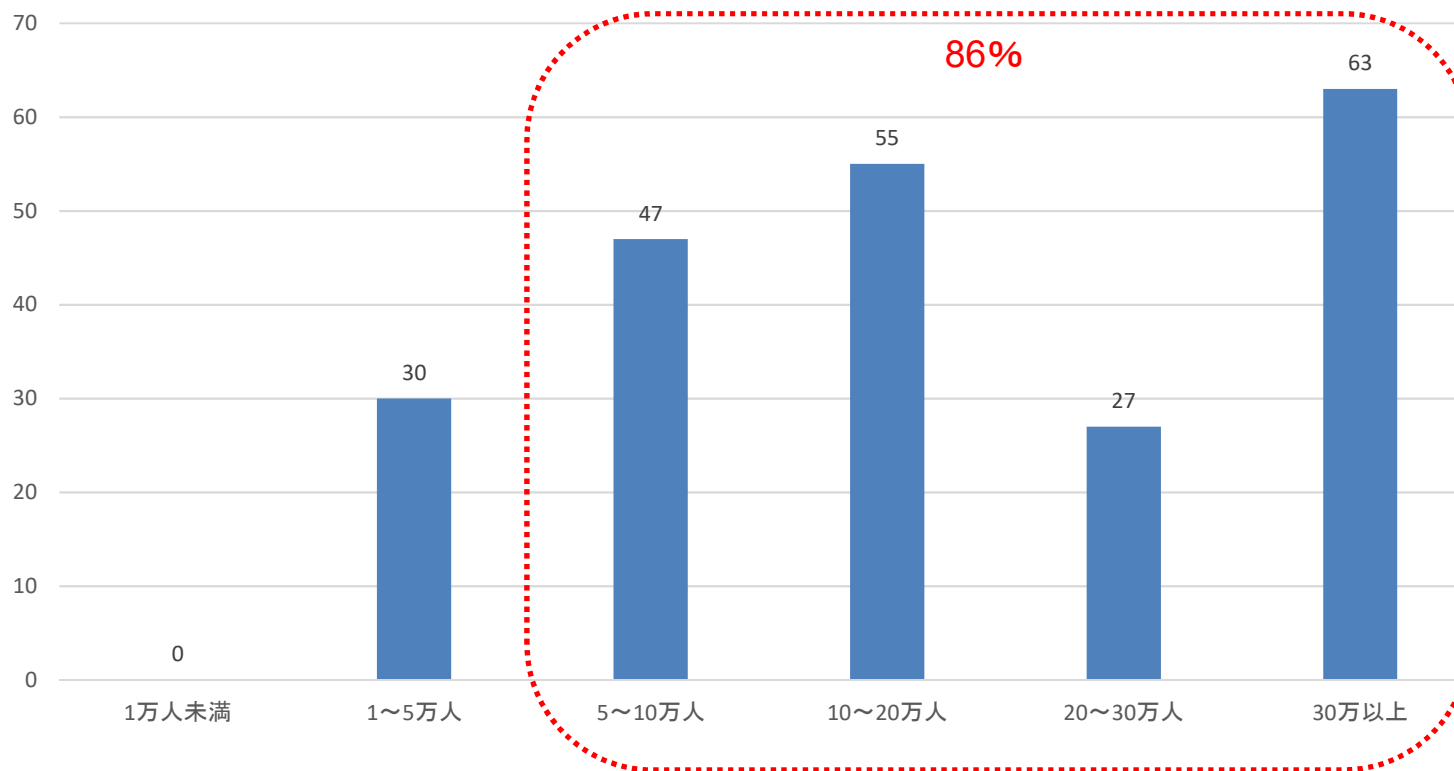
- 地域の人材育成やイノベーション等にとって重要な大学は、人口10万人以上の市町村で約7割、30万人以上で概ね10割立地。



注)「大学」は、国土数値情報の学校データとして、大学に分類された施設  
「博物館」は、博物館法第2条に規定する登録博物館(館長、学芸員必置)、同法第29条に規定する博物館相当施設(学芸員に相当する職員必置)



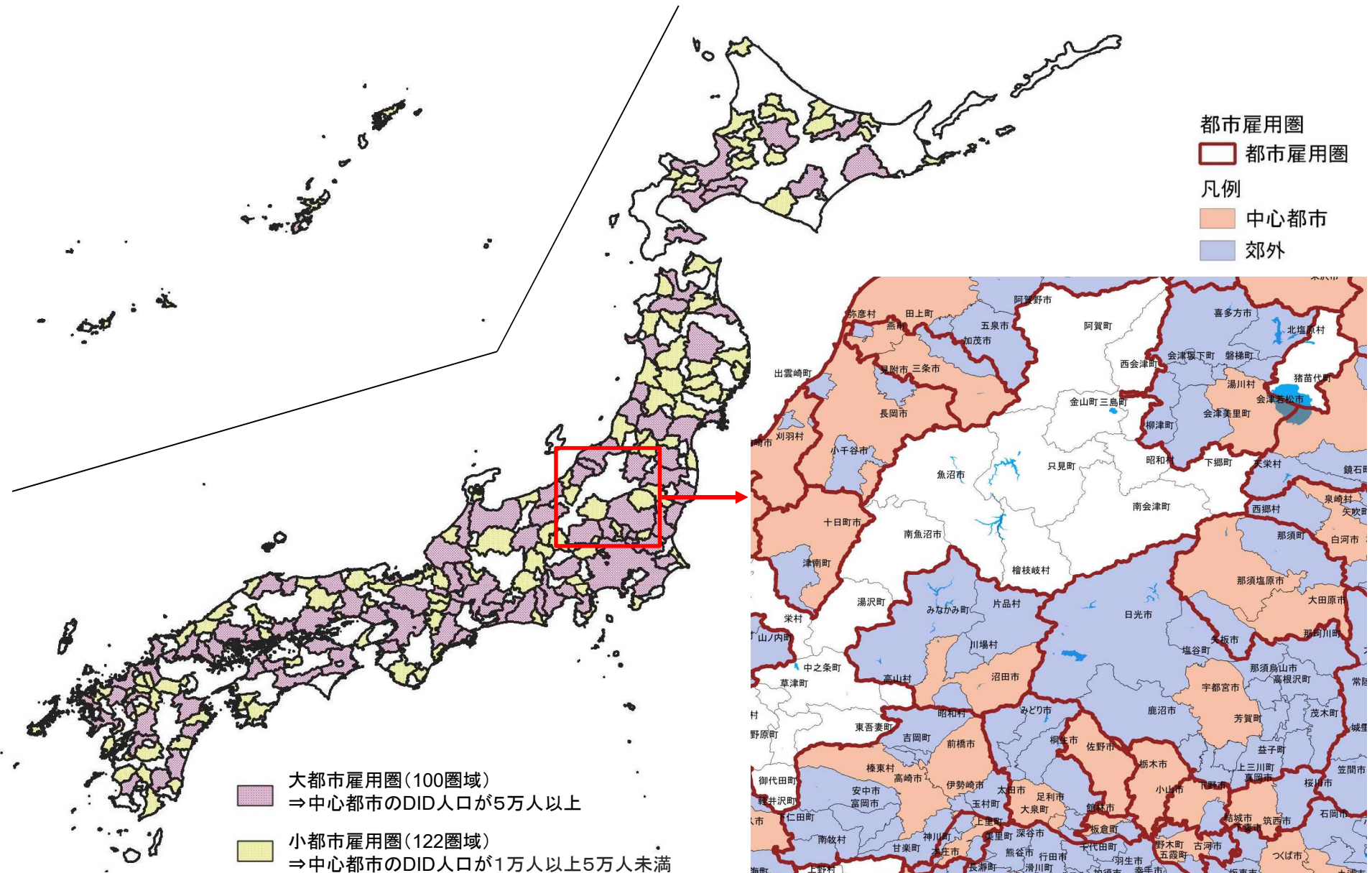
- 人口や雇用が集まる中心都市と郊外の市町村で構成される「都市雇用圏」は、全国で222の圏域(単独市町村を除く)となり、そのうち86%(192圏域)で人口規模が5万人以上。



注)「都市雇用圏」は、「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣・徳岡一幸『応用地域学研究』No.7, 1-15, (2002))による概念であり、東京大学 空間情報科学研究センターが2015年基準で都市雇用圏コード表を公表。

- ・市町村を単位とする「中心都市」と「郊外」で構成し、「中心都市」はDID人口1万人以上で他都市の「郊外」でない市町村、「郊外」は中心都市への通勤率が10%以上の市町村。
- ・他都市の「郊外」でも、市町村内で働く従業者が居住する従業者を上回り(従業常住人口比が1以上)、DID人口が①「中心都市」の1/3以上か②10万人以上であれば、一定の中心性と規模を有するため「中心都市」に位置づけ。(その場合、都市雇用圏に複数の「中心都市」が存在)

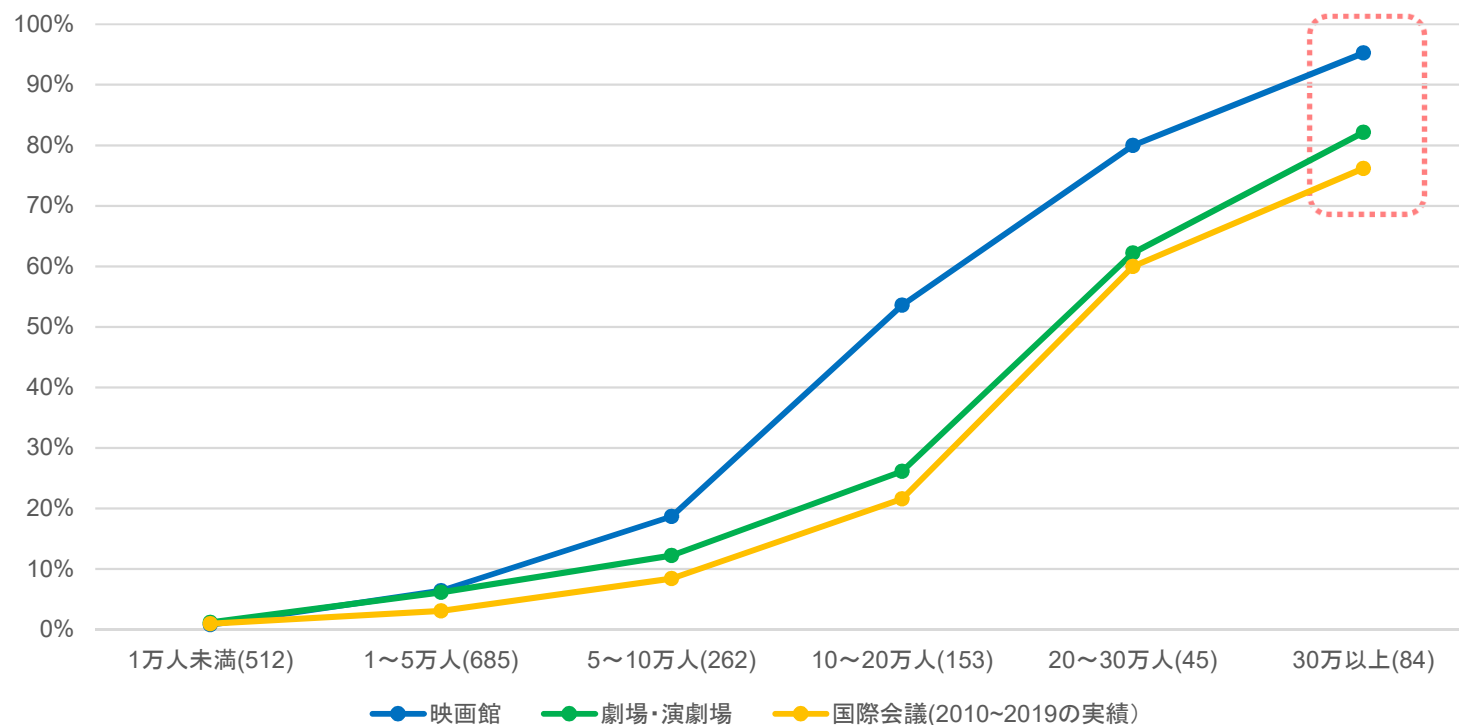
# (都市雇用圏のイメージ)



出典: 東京大学 空間情報科学研究センター公表「都市雇用圏コード表(2015年基準)」をもとに国土政策局作成

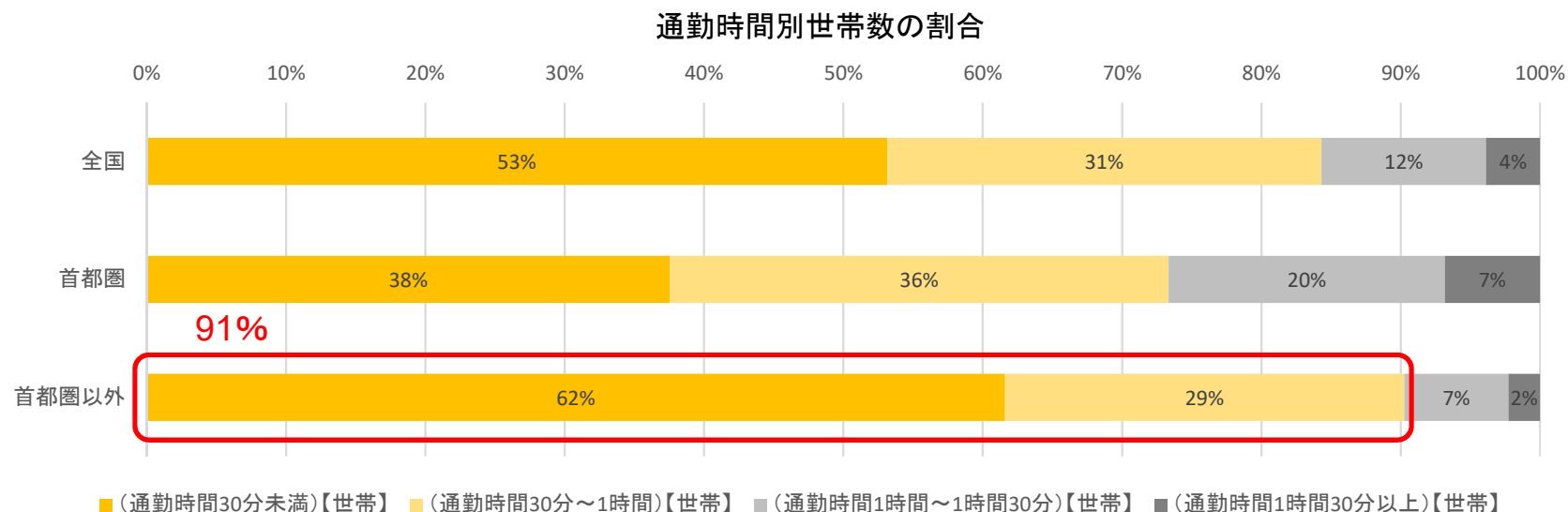
# 【娯楽・イベント】機能の立地状況(市町村人口規模別)

- 娯楽・文化鑑賞の場となる「映画館」は人口30万人以上の市町村で9割以上、「劇場・演劇場」は8割以上立地。
- 海外誘客・コンベンションの場となる「国際会議」は、人口30万人以上の市町村で過去10年間に7割以上の開催実績。

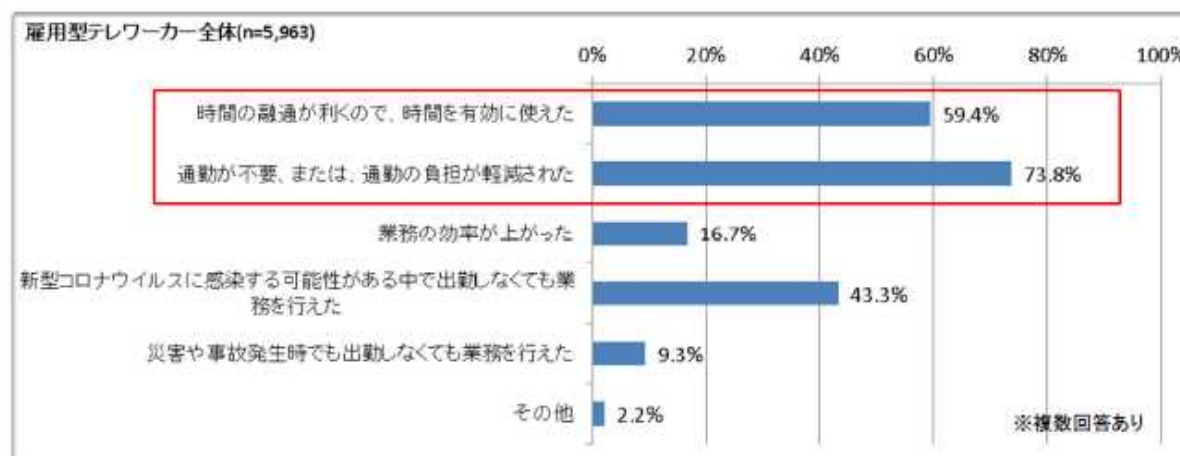


# 地域生活圏の範囲に関する考え方(通勤時間)

- 通勤時間(首都圏以外)が片道1時間以内の世帯は91%。
- テレワーク実施してよかった点として、「通勤が不要、または、通勤の負担が軽減された」の約74%が最も多い。



テレワークを実施してよかった点(雇用型テレワーカー全体)





# 地域生活圏の範囲に関する考え方(休日の買物圏)

- 交通ネットワークの充実や、商業施設の大規模化などにより、地方中枢都市から近い地域(津山市の場合は岡山市まで1時間～1時間半程度)では、休日の買物圏が広域化。

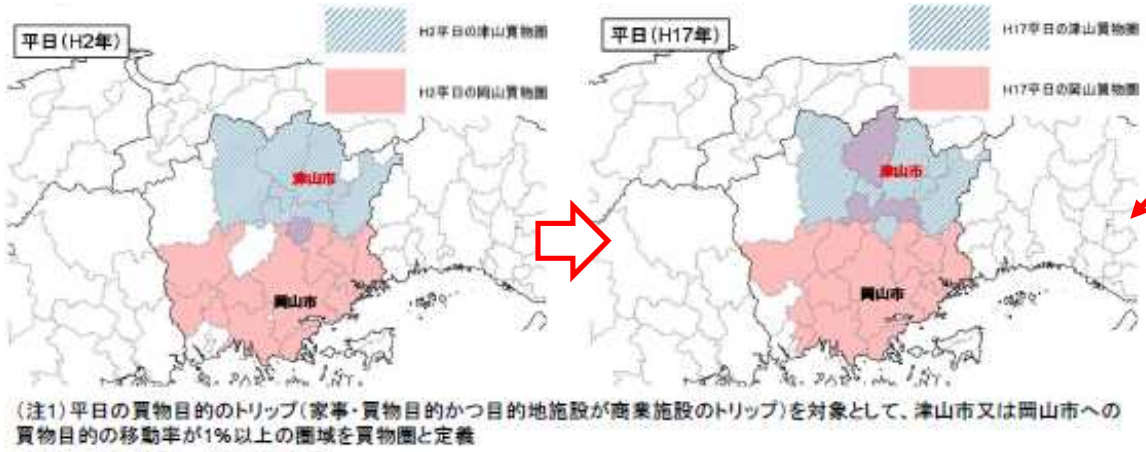


図2-2-2 津山市周辺地域の平日の買物圏(平成2年～平成17年)

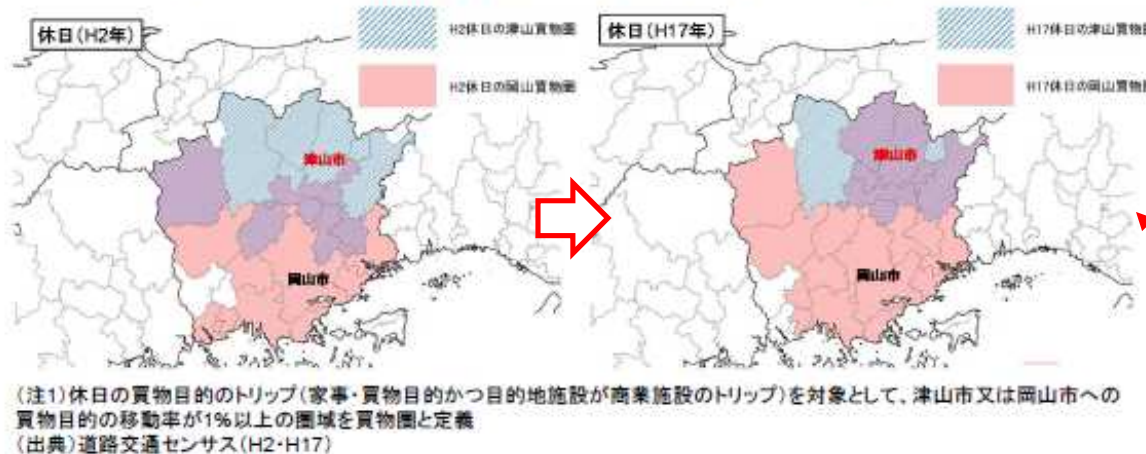
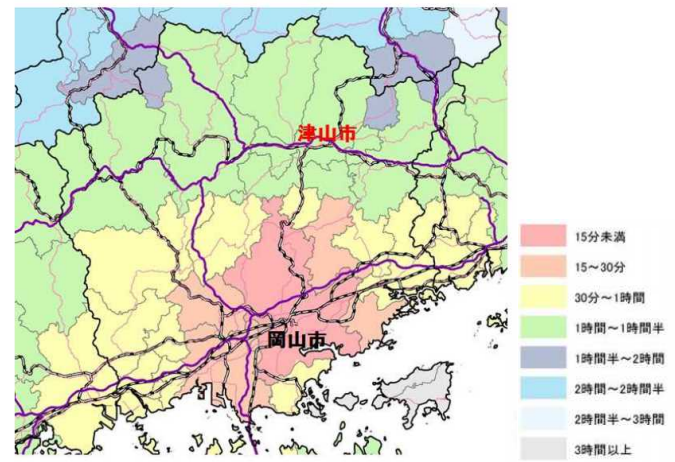


図2-2-3 津山市周辺地域の休日の買物圏(平成2年～平成17年)

○津山市周辺地域の平日における買物目的の移動は、日常圏(1時間程度の時間距離)にある最寄りの中小都市までの範囲に留まり、経年的な変化も少ない。



政令指定都市までの所要時間(自動車・鉄道・航空)  
※待ち時間・乗換時間を含む

○津山市周辺地域の休日における買物目的の移動は、拡大日常圏(1時間～1時間半程度)にある地方中枢都市(岡山市)まで足を延ばす地域が平日に比べて広い。  
○経年的に見ると、休日は岡山市を目的地とする買物圏が拡大。

圏域を以下のように設定して、試行的にシミュレートすると、人口、面積のカバー率は下表のとおり(1kmメッシュ単位で分析)

### シミュレーション(試行)の条件

- i 人口10万人以上の市の中心
- ii 都市雇用圏の中心都市で人口5万人以上10万人未満の市の中心

案1：市の中心から時間距離で60分以内  
 案2：(同上) 90分以内  
 ※案2は、行動範囲の広域化、フルセット整備の必要性の低下、デジタル技術の進展に配慮した試行

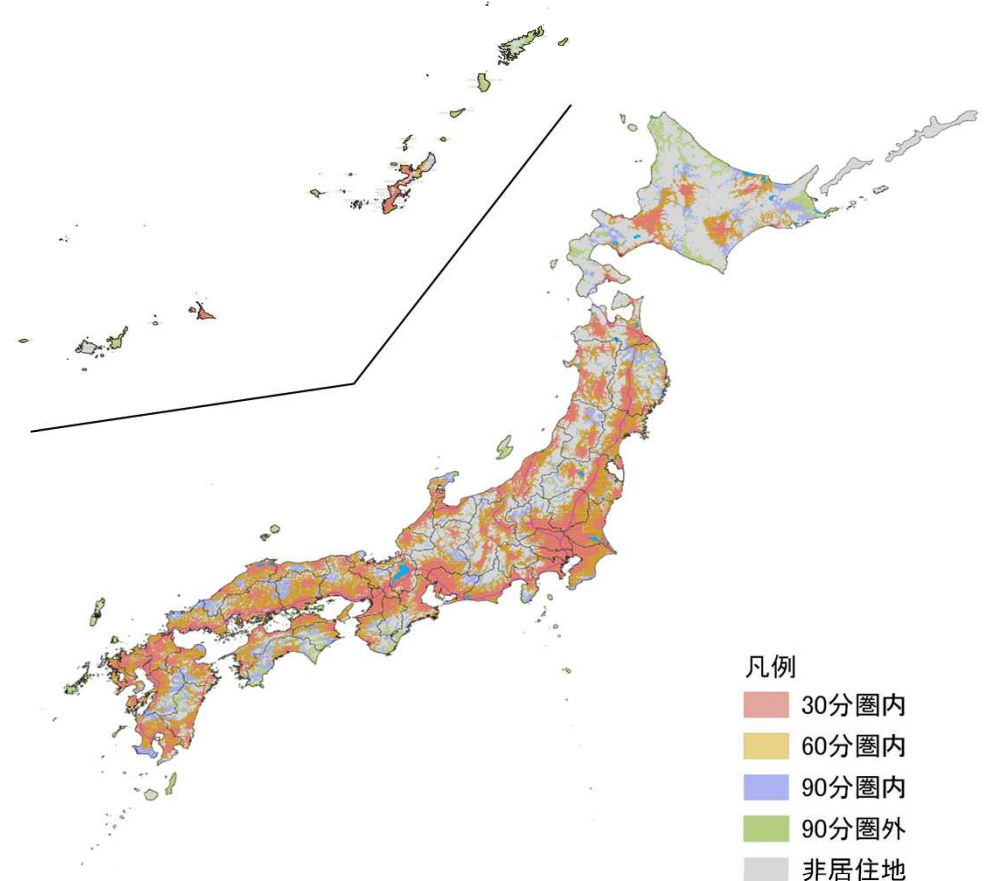
	人口					面積(居住地面積)				
	合計	60分圏域 (案1)	カバー率 (案1)	90分圏域 (案2)	カバー率 (案2)	合計	60分圏域 (案1)	カバー率 (案1)	90分圏域 (案2)	カバー率 (案2)
全国	127,094 千人	124,029 千人	98%	125,806 千人	99%	178,347	145,236	81%	164,979	93%
地方圏	44,255 千人	41,962 千人	95%	43,281 千人	98%	115,949	88,932	77%	104,311	90%

※地方圏は、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州、沖縄ブロックの合計

(注)市の人口は国勢調査(2015年)による。

「都市雇用圏の中心都市」は以下①、②のいずれかの条件で設定

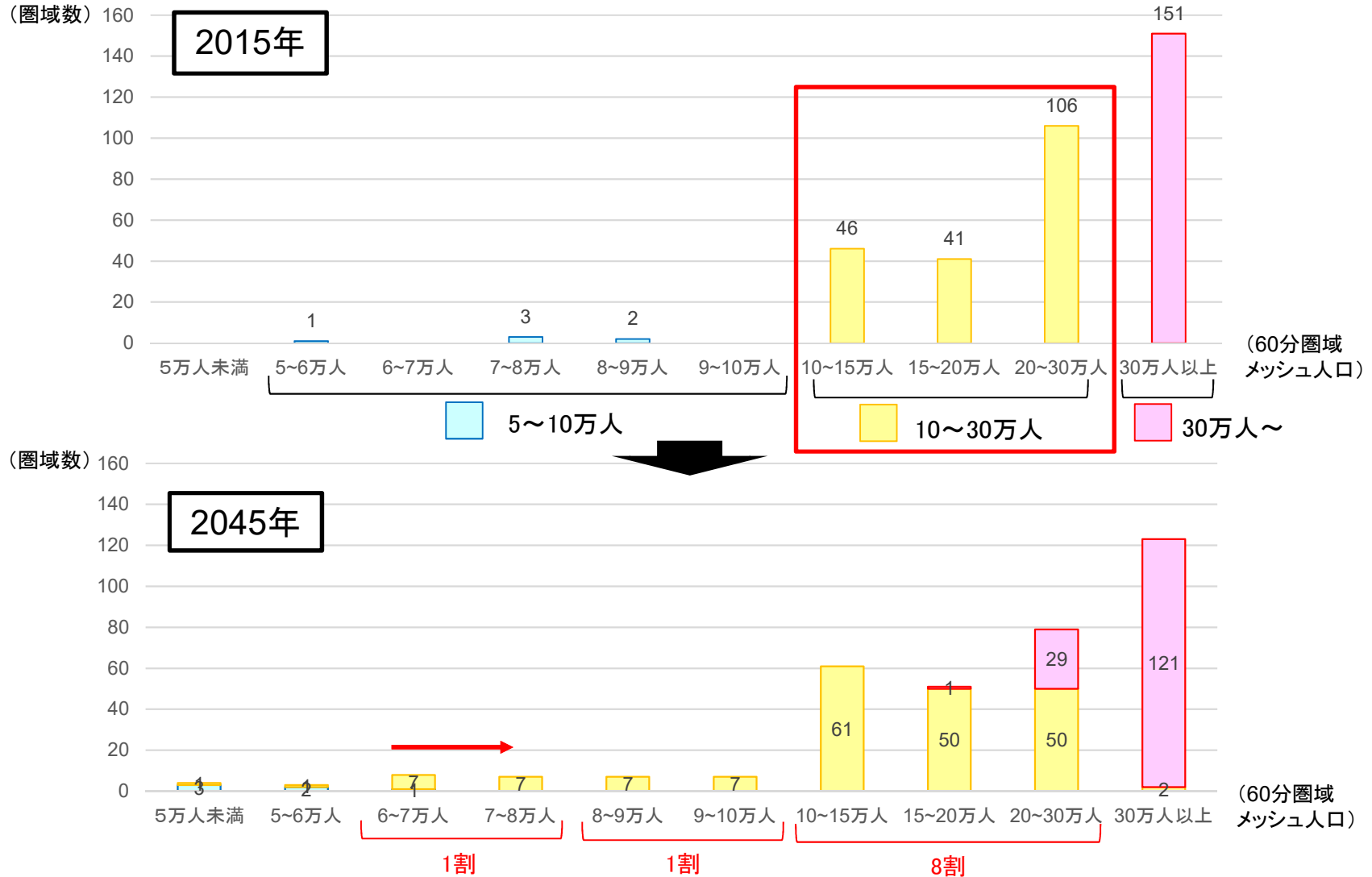
- ①DID人口が1万人以上で、他都市の郊外(他都市への通勤率が10%超)でないこと、
- ②他都市への通勤率が10%を超えるが、従業常住人口比が1以上で、DID人口が中心都市の1/3以上であること



※起点となる市の中心(市役所)から道路(高速道路を含む)を利用して到達できる時間圏域を表示。  
 ※白塗り箇所は平成27年国勢調査時点における避難指示区域である。  
 ※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではない。  
 (出典)総合交通分析システム(NITAS2.6)を用いて国土交通省国土政策局作成

# 圏域シミュレーション(試行)② ～60分圏域の人口規模～

● 前ページの圏域シミュレーション(試行)において、時間距離で60分以内の1kmメッシュ人口(圏域が重複する場合は起点からの時間距離が短い圏域に属する条件で処理)で見ると、2015年に10～30万人の圏域は、推計によると2045年には約8割が10～30万人、約2割が6万～10万人の人口規模となる見込み。



出典:総合交通分析システム(NITAS2.6)を用いて国土交通省国土政策局作成

● 優れた自然の風景地として指定される「自然公園地域」は、行政区域と関係なく分布しており、人口10万人以上の市(都市雇用圏の中心都市で人口5万人以上の市を含む)を起点とした時間圏域との関係を見ると、外縁部に多く存在。

